

## 公立大学法人秋田公立美術大学中期目標

### 基本的な目標

秋田公立美術大学は、21世紀に新設された東北唯一の公立美術大学として、

- 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

という4つの基本理念のもと、これまでの美術領域の枠にとらわれない教育と研究によって、新しい芸術的価値を生み出し世界に向けて発信することや、地域の伝統・文化をいかした芸術の創造に取り組むことなどによって、現代における芸術・文化の発展に貢献することを目指すものとする。

また、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を社会に送り出すとともに、美術・工芸・デザインの研究成果を地域に還元することを通して、芸術・文化をいかしたまちづくりを担い、広く社会に貢献することを目指すものとする。

これらを踏まえ、第1期中期目標を定める。

#### 第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

##### 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

##### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、美術学部を置く。

#### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

##### 1 教育に関する目標

###### (1) 教育の成果に関する目標

卒業認定・学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、次の

ような人材を育成する。

ア 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる人材

イ 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる人材

ウ グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材

エ 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる人材

## (2) 教育の内容等に関する目標

ア 学生の受入れに関する目標

入学者受入方針（アドミッションポリシー）について積極的な周知を行い、次のような目的意識が高い学生の確保に努める。

(ア) 芸術の未知の領域に強い関心を持つ人

(イ) 自ら問題を発見し、積極的に学ぶ意欲のある人

(ウ) 芸術分野で自立する意欲のある人

(エ) 芸術を通して、地域社会の発展に貢献する意欲のある人

イ 教育課程に関する目標

教育上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しと研究を行う。

ウ 教育方法に関する目標

(ア) 教育課程の編成方針を十分に踏まえながら、学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できるよう、教員の相互連携、適切な授業内容の設定、指導方法の工夫および適切な成績評価を行う。

(イ) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を研究する。

(ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育むよう、多様なルーツと出会う機会を積極的に取り入れる。

## (3) 教育の実施体制に関する目標

ア 教員の配置に関する目標

教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の相互交流や学

外専門家の登用を積極的に行うなど、教員を適切に配置する。

#### イ 教育環境の整備に関する目標

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的に整備する。

#### ウ 教育活動の評価および改善に関する目標

(ア) 教育活動について自己点検・評価を行うとともに、外部評価や学生授業評価等の客観的な評価を実施し、その結果を教育活動の改善に活かせる体制を整備する。

(イ) 教育内容、教育方法等を改善し、教員の教育力を向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させる。

### 2 学生への支援に関する目標

#### (1) 学習支援に関する目標

学生の学習意欲や満足度の向上を図るため、十分に自主的学習ができるような学習環境や支援体制を整備する。

#### (2) 生活支援に関する目標

##### ア 生活相談および健康管理に関する目標

学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送ることができるよう、生活相談や健康管理などの生活支援体制を整備する。

##### イ 自主的活動の支援に関する目標

学生が学内外で自主的に行う課外活動を奨励するとともに支援する。

#### (3) 進路支援に関する目標

学生が適切に進路選択ができるよう、就職・進学活動に関する相談・支援体制を整備する。

### 3 研究に関する目標

#### (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

ア 新しい美術領域の創造に資するための高度な研究や地域の歴史と文化に根ざした特色あるテーマに取り組む。また、研究の成果を体系的に蓄積し、有効活用を図る。

イ 先鋭的な芸術表現の研究により、新しい芸術的価値を生み出し、世界に向けて積極的に発信する。

ウ 研究活動の評価を行い、研究の質の向上を図る。

(2) 研究実施体制の整備に関する目標

ア 研究の実施体制に関する目標

民間との研究交流の推進や、外部の優秀な人材の受入れ等ができる柔軟な研究体制を整備する。

イ 研究環境の整備に関する目標

研究活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の研究環境について、計画的に整備する。

ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標

研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に実施する体制を整備する。

4 社会貢献に関する目標

大学の地域・社会に対する貢献を実効性あるものとするため、大学の研究成果を社会に還元することを目的として、次のような社会貢献事業を積極的に推進する。

(1) 産学官連携の推進

(2) 知的財産の管理

(3) 地域連携の推進

(4) 他大学との連携

(5) 学校教育への支援

(6) 生涯学習への支援

5 国際交流に関する目標

学生や教員のグローバルな視点を育成するため、海外の大学等との交流を積極的に推進する。

(1) 海外の大学との国際交流協定を締結する。

(2) 学生の海外留学のための派遣制度や海外からの受入体制の整備を進める。

(3) 教員の海外での研究活動を支援する。

### 第3 業務運営の改善および効率化に関する目標

#### 1 運営体制の改善に関する目標

##### (1) 効果的・機動的な組織運営に関する目標

法人全体としての方針の下で、効果的・機動的な組織運営を行うとともに、組織間での連携を強化する。

##### (2) 教職員の協働に関する目標

効果的・機動的な組織運営を進めるため、教職員の一体的かつ効果的な連携を強化する。

#### 2 人事の適正化に関する目標

(1) 大学運営や教育研究活動を機動的に行うため、柔軟で弾力的な人事制度を構築する。

(2) 組織の活性化を図るため、能力・意欲等が適切に評価され、教職員にインセンティブが働く人事評価制度を構築する。

(3) 教員の評価については、「教育」「研究」「社会貢献」「学内運営」など多面的な観点による評価方法を取り入れる。

(4) 戦略的な能力開発により、組織に必要な能力を持った教職員の養成を行い、組織力を強化する。

#### 3 事務等の効率化に関する目標

(1) 効率的かつ効果的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織および業務等について不断の見直しを行う。

(2) 事務職員の資質向上のための組織的な取組（スタッフ・ディベロップメント）を充実させる。

### 第4 財務内容の改善に関する目標

#### 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標

財政基盤の強化を図るため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得や、寄附講座の開設、共同研究・受託研究への取組などを推進する。

#### 2 経費の効率化に関する目標

効率的に大学を運営するため、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化と人員配置の適正化を図る。

### 3 資産の運用管理に関する目標

資産の状況把握に努め、資金については安全な運用を行うとともに、その他の資産については効果的な活用を図る。

## 第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実にに関する目標

自己点検・評価の実施体制を整備し、その結果を大学運営の改善に有効に反映させる。また、点検・評価の項目、方法、体制等について不断の見直しを行う。

### 2 情報公開等の推進に関する目標

社会に対する説明責任を果たすため、法人の業務運営等に関する情報を積極的に公開するとともに、広く社会に対し大学の教育研究活動について情報発信する。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標

### 1 施設・設備の整備および活用に関する目標

(1) 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適正な維持管理を実施する。

(2) 施設・設備の効果的な活用を図るとともに、地域への貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で大学施設の地域開放を行う。

### 2 大学支援組織等との連携に関する目標

学外からの支援を充実させるため、卒業生による同窓会、保護者による後援会、地元企業等による支援組織との連携を図る。

### 3 安全管理に関する目標

学内の安全と衛生の確保のため、事故等の発生予防に努めるとともに、災害や事故発生に迅速かつ適切に対応するための危機管理体制を整備する。

### 4 人権擁護・法令遵守に関する目標

健全な教育研究環境を確保するため、ハラスメントの防止等人権擁護や法令遵守について、教職員の意識啓発を図るとともに、相談体制やチェック体制を整備する。